

## 住宅ローン控除の必要書類について

平成 28 年分の所得税の確定申告書の提出期限は 3 月 15 日（水）です。平成 28 年中に住宅ローンを組み住宅を取得し、一定の要件に該当した場合には、「住宅借入金等特別控除」（以下、「住宅ローン控除」といいます。）を受けることができます。

所得が給与所得のみの会社員は、確定申告をする機会のない方が多いですが、住宅ローン控除の適用を受けるためには、1 年目は確定申告をする必要があります。1 年目に確定申告をしておけば、2 年目からは会社の年末調整で住宅ローン控除を受けられます。

今回は、住宅ローン控除の適用要件を満たした場合において、実際に確定申告をする際の必要書類についてご紹介致します。

## ■住宅ローン控除を受ける際の必要書類

住宅ローン控除の適用を受けるための主な必要書類は下記の表のとおりです。

なお、従来は住宅ローン控除の申告手続きを行う際には住民票の写しの添付が必要となっていました。平成 28 年分の確定申告からは、マイナンバー制度の導入により、原則として住民票の写しの添付が不要となっています。

	書類	請求先	備考	
①	住宅借入金等特別控除額の計算明細書	税務署		
②	住民票	市役所 区役所	平成28年1月1日以降に居住の用に供した場合には不要	
③	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	金融機関		
④	補助金等の額を証する書類	—	補助金等の交付を受けている場合に必要	
⑤	住宅取得等資金の額を証する書類	—	住宅取得等資金の贈与を受けている場合に必要	
⑥	源泉徴収票の原本	—	給与所得者の場合に必要	
⑦	新築購入の場合	家屋(土地)の登記簿謄(抄)本	法務局	新築又は取得年月日や取得価額、家屋の床面積がわかるもの
		家屋(土地)の請負契約書又は売買契約書の写し	—	
		認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合には、建築等計画の認定通知書及び住宅用家屋証明書又は建築証明書	—	
中古家屋の購入の場合	家屋(土地)の登記簿謄(抄)本	法務局	家屋の床面積がわかるもの	
	家屋(土地)の売買契約書の写し	—	取得年月日や取得価額がわかるもの	
	築年数要件を満たさない場合には一定の耐震基準を満たすことを証明する書類	—		
増改築の場合	家屋(土地)の登記簿謄(抄)本	法務局	増改築の年月日や工事の費用、家屋の床面積がわかるもの	
	工事請負契約書の写し	—		
	建築確認済証、検査済証、又は増改築等工事証明書	—		増改築等工事証明書は建築士等より交付を受けたもの

※バリアフリー改修の場合には、上記書類のほか介護保険の被保険者証の写しなど、この特例の適用対象であることを明らかにする書類の添付が必要となります。

※会社員の方に関しては、2 年目以降については、上記③と税務署から送られてくる「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」及び「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書（前年以前の年末調整の際に既に提出している場合は不要）」を勤務先に提出すれば年末調整で還付されます。

## ■まとめ

住宅ローン控除の適用を受ける際には必要書類がいくつかあり、適用を受ける人それぞれによって必要となる書類が異なります。書類に不備がある場合は二度手間となってしまうため、必要書類を事前に確認して、漏れがないように申告をすることが大切です。

（担当：関 貴人）